

提案」を行い、評価を受ける必要があります。補助対象となる木造住宅・木造建築物については、グループ内において、構成員である住宅生産者に適宜割り当てて頂くことになります。

1. 3 実施支援室の窓口及び書類提出について

受付の窓口は、長寿命型等実施支援室〔認定長期優良住宅、認定優良建築物〕、高度省エネ型実施支援室〔認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅〕の2つに分かれていますので、書類の提出も事業の種類ごとにそれぞれの支援室にグループ事務局で一括して提出いただくこととなります。

1. 4 補助金交付申請の受付期間

交付申請の受付期間は、下記のとおり、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間で 8 期に分け受け付けます。**(現在の予定であり、今後変更の可能性があります。)**

第 1 期 平成 28 年 09 月 01 日 (木) から平成 28 年 09 月 07 日 (水) (必着) まで

第 2 期 平成 28 年 10 月 03 日 (月) から平成 28 年 10 月 07 日 (金) (必着) まで

第 3 期 平成 28 年 11 月 01 日 (火) から平成 28 年 11 月 07 日 (月) (必着) まで

第 4 期 平成 28 年 12 月 01 日 (木) から平成 28 年 12 月 07 日 (水) (必着) まで

第 5 期 平成 29 年 01 月 04 日 (水) から平成 29 年 01 月 13 日 (金) (必着) まで

第 6 期 平成 29 年 02 月 01 日 (水) から平成 29 年 02 月 07 日 (火) (必着) まで

第 7 期 平成 29 年 03 月 01 日 (水) から平成 29 年 03 月 07 日 (火) (必着) まで

第 8 期 平成 29 年 03 月 27 日 (月) から平成 29 年 03 月 31 日 (金) (必着) まで

※ ただし、ゼロ・エネルギー住宅については、上記期間とは別に随時受付とします。

1. 5 本事業の留意点

- (1) 本事業による補助金に関して補助金交付申請時等に任意の書式の合意書により、建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は建築主（買主）に還元される必要があります。
- (2) 同一の住宅を 1. 1(1)~(4) に重複して申請することはできません。
- (3) 1. 1(1)~(4)の事業は、グループに対して割り当てられた配分額の範囲内で、以下の加算を受けることができます。
 - ① 主要構造材の過半【別紙 4】において「地域材」を使用する場合については、地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助金の加算（以下、「地域材加算」という。）を利用することができます。
 - ② 補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件【別紙 5】を満たす場合は、補助金の加算（以下、「三世代加算」という。）を利用することができます。

1. 6 着手・着工の時点について

(1) 事業の着手について

長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅）、高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）、優良建築物型は、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日）までに事業に着手（請負契約による住宅・建築物においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅におい

ては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点)かつ、交付申請をする必要があります。

(2) 事業の着工について

高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)以外は、採択通知日の日付以降に着工が可能です。ゼロ・エネルギー住宅については、BELS 認証取得後の交付申請書受理連絡後に着工が可能です。BELS 認証以外(委員会審査案件)は交付決定日以降に着工※(新築は根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点)するものとします。

※ 調査設計計画に要する費用が認められている場合は、調査設計に着手した時点とします。

採択された配分額内であっても、平成 28 年度中に着手し、交付申請に至らないものについては補助の対象となりません。

1. 7 補助金の併用について

本事業の補助対象となる木造住宅・建築物について、本事業とは別に他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。)等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。

地方公共団体等の補助金等との併用については、国庫補助が含まれていない場合は併用ができます。他の補助金との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について地方公共団体等にご確認ください。

1. 8 本事業における「地域材」の考え方

本事業における「地域材」については、以下に示す(1)から(3)のいずれかに該当するとともに、原則として、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を伝わって供給されるもののみを指します。また、本事業において使用する「地域材」については、中小住宅生産者等が属するグループの適用申請書においてその名称、産地、認証制度を特定したもののうち、採択された認証制度となります。

※ グループが採択された認証制度のうち、「地域材」として供給する認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品(例:都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会(FIPC)などの認証制度)
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品(例:森林管理協議会(FSC)、PEFC 森林認証プログラム(PEFC)、「緑の循環」認証会議(SGEC)などの認証制度)
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品